

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法、学校教育法及び関係する条例に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給並びに地域子ども・子育て支援事業の実施を行う。</p> <p>特定個人情報は、次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 保育所等の入所に関する事務2 子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定に関する事務3 保育所等への給付費支払に関する事務4 利用者負担額(保育料)等の決定、徴収に関する事務5 特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園又は幼稚園に限る。)における食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用を助成する事務6 マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル、子ども・子育て支援世帯ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の9及び128の項並びに別表省令第8条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の17の項、命令第19条 ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の155の項、命令第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 子ども家庭部子ども育成課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 子ども家庭部子ども育成課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年12月1日	平成27年12月25日	事後	
平成27年12月25日	IIしきい値判断項目 時点	平成27年10月30日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成30年12月3日	所属長	前課長名	所属長役職	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和1年6月24日	I 関連情報 ②事務の概要	2 子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	2 子どものための教育・保育給付認定に関する事務	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施を行う。	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給並びに地域子ども・子育て支援事業の実施を行う。	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	2 子どものための教育・保育給付認定に関する事務	2 子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定に関する事務	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	(記載なし)	5 特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園又は幼稚園に限る。)における食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用を助成する事務	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二省令第12条	別表第二省令第12条及び第59条の2	事前	
令和2年12月1日	IIしきい値判断項目 時点	令和元年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年7月3日	I-1②事務の概要	特定個人情報、次の事務で取り扱う。 1 保育所等の入所に関する事務 2 子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定に関する事務 3 保育所等への給付費支払に関する事務 4 利用者負担額(保育料)等の決定、徴収に関する事務 5 特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園又は幼稚園に限る。)における食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用を助成する事務	特定個人情報は、次の事務で取り扱う。 1 保育所等の入所に関する事務 2 子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定に関する事務 3 保育所等への給付費支払に関する事務 4 利用者負担額(保育料)等の決定、徴収に関する事務 5 特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園又は幼稚園に限る。)における食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用を助成する事務 6 マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務	事後	
令和5年7月3日	I-③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一の8及び94の項 別表第一省令第8条及び第68条	番号法第9条第1項 別表の9及び128の項並びに別表省令第8条及び第68条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13、16及び116の項 別表第二省令第12条及び第59条の2	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。) 第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の17の項、命令第19条 ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の155の項、命令第157条	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	